シートベルトリマインダー(SBR)試験方法及び評価方法の一部改正について

1. 改正趣旨

平成 23 年度より、パッセンジャーシートベルトリマインダー(以下、「PSBR」という。)評価試験において、「聴覚警報」及び「警報表示の位置」のレイティングを開始したところであるが、本年度の自動車アセスメント(PSBR)試験車両において、当初想定されていなかった警報システムを備えた下記事案が確認された。

PSBR の警報の間隔について

今までの PSBR の音警報(発した警報音は 30 秒間連続するシステム)と異なり、 警報開始時に 0.6 秒(一瞬)警報音を発し、30 秒後、連続した音警報を発するシステムの車両の取り扱いに関する事案

▶ 走行時警報とチェンジオブステータス警報の警報種類の相違について 走行時警報とチェンジオブステータス警報において警報の種類が相違している車両 の取り扱いに関する事案

上記事案については、衝突安全技術検討WGで議論の結果、PSBRの要件に適合しているとの判断を頂いたので、警報ロジックの取り扱いで不明瞭であった部分を試験方法及び評価方法に反映する改正を行うこととする。

2. 改正の概要

PSBR の警報の間隔について

現状の試験法及び評価法では、音警報の音と音の間隔の最大値に関する規程がなかったことから、衝突安全技術WGの議論により定められた音警報の音と音との間隔の最大休止時間を30秒以下とし、試験方法及び評価方法に警報の休止時間に関する規程を儲ける改正を行うこととする。

▶ 走行時警報とチェンジオブステータス警報の警報種類の相違について 現状の PSBR 試験では、走行時警報とチェンジオブステータス警報の警報方法は全 て同一であったことから、音警報として「聴覚警報」を評価する場合には、走行時警 報とチェンジオブステータス警報の動作ロジックが同じものに対して点数を付与して きた。

今期の試験車両で、走行時警報とチェンジオブステータス警報の警報方法が異なる

事案があったため、当該事象の際には、それぞれ別々に評価を行い、その得点を足して2で割った得点を当該座席の PSBR 得点とする改正を行うこととする。

3. 改正の詳細

➤ PSBR の警報の間隔について

【試験方法関係】

(1) 警報に連続した休止時間がある場合「30秒を超える連続した休止時間を有する警報の場合にはその旨のみを記録すること」とする。(5.1(3)、5.3(3)、5.4(3) 関係)

【評価方法関係】

- (1) 警報の最大休止時間の規定を設け、「警報の間隔は30秒をこえてはならない」 こととする。 (1.1(5)、1.2(5)、1.3(5) 関係)
- 走行時警報とチェンジオブステータス警報の警報種類の相違について 【評価方法関係】
 - (2) 「走行時警報とチェンジオブステータス警報の警報種類が相違する場合の評価点の計算は、それぞれの警報毎の点数を加算し、その点数の半分の点数を当該座席の点数とする」ものとする。(2.1 関係)
 - 補足・・走行時警報とチェンジオブステータス警報がどの程度装着率の向上に 寄与するかが不明なため、暫定措置として、今回の改正では重みを区別 することなく5:5とし、今後、更なる検討を行い、必要に応じて見直 しを行うことする。

新 (案)

平成24年度シートベルトリマインダー評価試験方法

1. 適用範囲等

この試験方法は、自動車事故対策機構(以下、「機構」という。)が実施する自動車アセスメント情報提供事業における試験のうち、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8トン以下の自動車の運転者席以外の座席(貨物自動車の折りたたみ座席を除く。)について適用する。

2. 用語の意味

この試験方法中の用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「助手席走行時警報」とは、助手席の乗員がシートベルトを装着せずに走行している時に警報するものをいう。
- (2) 「助手席初期警報」とは、助手席の乗員がシートベルトを装着せずに走行を開始しようとした時に警報するものをいう。
- (3) 「後席用シートベルト非装着時警報」とは、後部座席の乗員がシートベルトを装着せずに走行を開始しようとした時や走行している時に警報するものをいう。
- (4) 「表示警報」とは、警報装置の灯光の点灯若しくは点滅又は画面の表示による警報をいう。
- (5) 「音警報」とは、チャイム、ブザー、メロディー及びボイスメッセージ等による警報をいう。
- (6) 「言語指示警報」とは、表示警報のうち画面の文字表示(テキストメッセージ)による警報、 音警報のうちボイスメッセージによる警報をいう。
- (7) 「シートベルト装着状態」とは、当該座席に乗員が乗車し、シートベルトを装着した状態をいう。
- (8) 「シートベルト非装着状態」とは、当該座席において乗員が乗車しシートベルトのバックルが結合されていない状態又はシートベルト巻取装置から引き出されたシートベルトの長さが 10 cm 以下の状態であり、当該座席以外の座席において乗員が乗車していないかシートベルト装着状態をいう。
- (9) 「チェンジオブステータス警報」とは、車両速度が25km/hを超え走行している時にシートベルトの装着状態が「シートベルト装着状態」から「シートベルト非装着状態」になった際に警報するものをいう。
- (10)「車速測定装置」とは、試験自動車の速度を測定する装置をいう。
- 3. 自動車製作者等からのデータの提供

自動車製作者等は、試験準備に必要な次のデータを機構へ提供することとする。

- (1) 試験準備に係る特別確認事項(当該車種又は当該車種を含む一定の車種に固有な試験準備に 係る確認事項)
- (2) 付属書 1「試験自動車諸元及びシートベルトリマインダー(SBR)データシート[自動車製作者等記入用]」

平成23年度シートベルトリマインダー評価試験方法

IΒ

1. 適用範囲等

この試験方法は、自動車事故対策機構(以下、「機構」という。)が実施する自動車アセスメント情報提供事業における試験のうち、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8トン以下の自動車の運転者席以外の座席(貨物自動車の折りたたみ座席を除く。)について適用する。

2. 用語の意味

この試験方法中の用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「助手席走行時警報」とは、助手席の乗員がシートベルトを装着せずに走行している時に警報するものをいう。
- (2) 「助手席初期警報」とは、助手席の乗員がシートベルトを装着せずに走行を開始しようとした時に警報するものをいう。
- (3) 「後席用シートベルト非装着時警報」とは、後部座席の乗員がシートベルトを装着せずに走 行を開始しようとした時や走行している時に警報するものをいう。
- (4) 「表示警報」とは、警報装置の灯光の点灯若しくは点滅又は画面の表示による警報をいう。
- (5) 「音警報」とは、チャイム、ブザー、メロディー及びボイスメッセージ等による警報をいう。
- (6) 「言語指示警報」とは、表示警報のうち画面の文字表示(テキストメッセージ)による警報、 音警報のうちボイスメッセージによる警報をいう。
- (7) 「シートベルト装着状態」とは、当該座席に乗員が乗車し、シートベルトを装着した状態をいう。
- (8) 「シートベルト非装着状態」とは、当該座席において乗員が乗車しシートベルトのバックルが結合されていない状態又はシートベルト巻取装置から引き出されたシートベルトの長さが 10 cm 以下の状態であり、当該座席以外の座席において乗員が乗車していないかシートベルト装着状態をいう。
- (9) 「チェンジオブステータス警報」とは、車両速度が25km/hを超え走行している時にシートベルトの装着状態が「シートベルト装着状態」から「シートベルト非装着状態」になった際に警報するものをいう。
- (10)「車速測定装置」とは、試験自動車の速度を測定する装置をいう。
- 4. 自動車製作者等からのデータの提供

自動車製作者等は、試験準備に必要な次のデータを機構へ提供することとする。

- (1) 試験準備に係る特別確認事項(当該車種又は当該車種を含む一定の車種に固有な試験準備に 係る確認事項)
- (2) 付属書 1 「試験自動車諸元及びシートベルトリマインダー(SBR)データシート[自動車製作者等記入用]

4. 試験設備等

4.1 試験路

試験路は平坦なアスファルト舗装路面であること。

4.2 車速測定装置

車速測定装置は、試験速度の精度は±1%以内であること。

5. 試験方法及び試験結果の記録

試験機関は、自動車製作者等から提出された付属書1により、「助手席走行時警報」又は「後席用シートベルト非装着時警報」が装備されている座席毎に、「シートベルト非装着状態」とし、以下の手順に従い、確認を行い、その結果を付属書2に記録すること。

5.1 助手席走行時警報

- (1) 自動車製作者等から提出された付属書1で定める次のいずれかの条件で警報することを確認し、記録すること。ただし、車両が後退しているとき及び10km/h未満の速度で前進しているときは、助手席走行時警報を作動させないことができる。
 - ① 走行開始後、60秒以内
 - ② 走行開始後、500m以内
 - ③ 走行開始後、25km/h以内
- (2) 発した警報の種類(「表示警報」「音警報」「言語指示警報」別)を確認し、記録すること。
- (3) (1)の作動開始条件を満足している状態において、発した警報の作動時間が30秒以上(3秒を超える休止時間がある場合には当該休止時間を除く。)作動しているかどうかを確認し、記録すること。また、30秒を超える連続した休止時間を有する警報の場合にはその旨のみを記録すること。
- (4) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員の乗車位置から確認することができるかどうかを確認し、記録すること。また、「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他のシートベルトに係るものを除く。)であることを確認し、「音警報」は、運転者が警報として認識できるものであることを合わせて確認し、記録すること。
- (5) 発した警報が作動中に、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」とした際に警報が解除されるかを確認し、記録すること。

5.2 助手席初期警報

- (1) 自動車製作者等から提出された付属書1で助手席初期警報が装着されている場合には警報することを確認すること。
- (2) 発した警報の種類(「表示警報」「音警報」「言語指示警報」別)を確認し、記録すること。
- (3) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員の乗車位置から確認することができるかどうかを確認し、記録すること。また、「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他のシートベルトに係るものを除く。)であることを確認し、「音警報」は、運転者が警報として認識できるものであることを合わせて確認し、記録すること。

4. 試験設備等

4.1 試験路

試験路は平坦なアスファルト舗装路面であること。

4.2 車速測定装置

車速測定装置は、試験速度の精度は±1%以内であること。

5. 試験方法及び試験結果の記録

試験機関は、自動車製作者等から提出された付属書1により、「助手席走行時警報」又は「後席用シートベルト非装着時警報」が装備されている座席毎に、「シートベルト非装着状態」とし、以下の手順に従い、確認を行い、その結果を付属書2に記録すること。

5.1 助手席走行時警報

- (1) 自動車製作者等から提出された付属書1で定める次のいずれかの条件で警報することを確認し、記録すること。ただし、車両が後退しているとき及び10km/h未満の速度で前進しているときは、助手席走行時警報を作動させないことができる。
 - ① 走行開始後、60秒以内
 - ② 走行開始後、500m以内
 - ③ 走行開始後、25km/h以内
- (2) 発した警報の種類(「表示警報」「音警報」「言語指示警報」別)を確認し、記録すること。
- (3) (1)の作動開始条件を満足している状態において、発した警報の作動時間が30秒以上(3秒を超える休止時間がある場合には当該休止時間を除く。)作動しているかどうかを確認し、記録すること。
- (4) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員の乗車位置から確認することができるかどうかを確認し、記録すること。また、「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他のシートベルトに係るものを除く。)であることを確認し、「音警報」は、運転者が警報として認識できるものであることを合わせて確認し、記録すること。
- (5) 発した警報が作動中に、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」とした際に警報が解除されるかを確認し、記録すること。

5.2 助手席初期警報

- (1) 自動車製作者等から提出された付属書1で助手席初期警報が装着されている場合には警報することを確認すること。
- (2) 発した警報の種類(「表示警報」「音警報」「言語指示警報」別)を確認し、記録すること。
- (3) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員の乗車位置から確認することができるかどうかを確認し、記録すること。また、「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他のシートベルトに係るものを除く。)であることを確認し、「音警報」は、運転者が警報として認識できるものであることを合わせて確認し、記録すること。

(4) 発した警報が、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」となるまで警報が解除 されないかを確認し、記録すること。

5.3後席警報

- (1) 自動車製作者等が付属書1で定める条件で警報することを確認すること。
- (2) 発した警報の種類(「表示警報」「音警報」「言語指示警報」別)を確認し、記録すること。
- (3) (1)の作動開始条件を満足している状態において、発した警報の作動時間が30秒以上(3秒を超える休止時間がある場合には当該休止時間を除く。)作動しているかどうかを確認し、記録すること。また、30秒を超える連続した休止時間を有する警報の場合にはその旨のみを記録すること。
- (4) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員の乗車位置から確認することができるかどうかを確認し、記録すること。また、「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他のシートベルトに係るものを除く。)であることを確認し、「音警報」は、運転者が警報として認識できるものであることを合わせて確認し、記録すること。
- (5) 発した警報が作動中に、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」とした際に警報が解除されるかを確認し、記録すること。

5.4 チェンジオブステータス警報

- (1) 助手席及び後部座席において、車両速度が25km/hを超え走行している時にシートベルトの 装着状態が「シートベルト装着状態」から「シートベルト非装着状態」となった場合において、 直ちに警報を発するか確認し、記録すること。
- (2) 発した警報の種類(「表示警報」「音警報」「言語指示警報」別)を確認し、記録すること。
- (3) (1)の作動開始条件を満足している状態において、発した警報の作動時間が30秒以上(3秒を超える休止時間がある場合には当該休止時間を除く。)作動しているかどうかを確認し、記録すること。また、30秒を超える連続した休止時間を有する警報の場合にはその旨のみを記録すること。
- (4) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員の乗車位置から確認することができるかどうかを確認し、記録すること。また、「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他のシートベルトに係るものを除く。)であることを確認し、「音警報」は、運転者が警報として認識できるものであることを合わせて確認し、記録すること。
- (5) 発した警報が作動中に、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」とした際に 警報が解除されるかを確認し、記録すること。

(4) 発した警報が、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」となるまで警報が解除 されないかを確認し、記録すること。

5.3後席警報

- (1) 自動車製作者等が付属書1で定める条件で警報することを確認すること。
- (2) 発した警報の種類(「表示警報」「音警報」「言語指示警報」別)を確認し、記録すること。
- (3) (1)の作動開始条件を満足している状態において、発した警報の作動時間が30秒以上(3秒を超える休止時間がある場合には当該休止時間を除く。)作動しているかどうかを確認し、記録すること。
- (4) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員の乗車位置から確認することができるかどうかを確認し、記録すること。また、「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他のシートベルトに係るものを除く。)であることを確認し、「音警報」は、運転者が警報として認識できるものであることを合わせて確認し、記録すること。
- (5) 発した警報が作動中に、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」とした際に警報が解除されるかを確認し、記録すること。

5.4 チェンジオブステータス警報

- (1) 助手席及び後部座席において、車両速度が25km/hを超え走行している時にシートベルトの 装着状態が「シートベルト装着状態」から「シートベルト非装着状態」となった場合において、直ちに警報を発するか確認し、記録すること。
- (2) 発した警報の種類(「表示警報」「音警報」「言語指示警報」別)を確認し、記録すること。
- (3) (1)の作動開始条件を満足している状態において、発した警報の作動時間が30秒以上(3秒を超える休止時間がある場合には当該休止時間を除く。)作動しているかどうかを確認し、記録すること。
- (4) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員の乗車位置から確認することができるかどうかを確認し、記録すること。また、「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他のシートベルトに係るものを除く。)であることを確認し、「音警報」は、運転者が警報として認識できるものであることを合わせて確認し、記録すること。
- (5) 発した警報が作動中に、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」とした際に 警報が解除されるかを確認し、記録すること。

新 (案)

平成24年度 シートベルトリマインダーの評価及び公表について

1. 要件等

シートベルトリマインダーは、助手席にあっては1.1助手席走行時警報及び1.3チェンジオブステータス警報の要件に適合するもの、後部座席にあっては1.2後席警報及び1.3チェンジオブステータス警報の要件に適合するものであること。

1.1 助手席走行時警報

- (1) 警報の種類は、「表示警報」又は「音警報」であること。
- (2) 「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他の座席ベルトに係るものを除く。)でなければならない。
- (3) 「音警報」は、運転者が警報として認識できるものでなければならない。
- (4) 警報の開始は、次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、車両が後退しているとき及び 10km/h未満の速度で前進しているときは、走行時警報を作動させないことができる。
 - ① 60秒以内
 - ② 500m以内
 - ③ 試験自動車の速度が25km/h以内
- (5) 警報は、開始要件を満たしている状態において、30秒以上作動しなければならない。
- (6) 警報の間隔は30秒を超えてはならない。
- (7) 警報は、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」にした際に警報が解除される ものでなければならない。

1.2 後席警報

- (1) 警報の種類は、「表示警報」、又は「音警報」であること。
- (2) 「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他の座席ベルトに係るものを除く。)でなければならない。
- (3) 「音警報」は、運転者が警報として認識できるものでなければならない。
- (4) 警報の開始は、自動車製作者等の定めるところによる。
- ▶ 警報は、開始要件を満たしている状態において、30 秒以上作動しなければならない。
- (6) 警報の間隔は30秒を超えてはならない。
- (7) 警報は、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」にした際に警報が解除される されるものでなければならない。

1.3 チェンジオブステータス警報

- (1) 警報の種類は、「表示警報」、又は「音警報」であること。
- (2) 「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他の座席ベルトに係るものを除く。) でなければならない。
- (3) 「音警報」は、運転者が警報として認識できるものでなければならない。
- (4) 警報の開始は、当該座席のシートベルトが「シートベルト装着状態」から「シートベルト非装着状態」になった場合において、直ちに行われるものでなければならない。

IΒ

平成23年度 シートベルトリマインダーの評価及び公表について

1. 要件等

シートベルトリマインダーは、助手席にあっては1.1助手席走行時警報及び1.3チェンジオブステータス警報の要件に適合するもの、後部座席にあっては1.2後席警報及び1.3チェンジオブステータス警報の要件に適合するものであること。

1.1 助手席走行時警報

- (1) 警報の種類は、「表示警報」又は「音警報」であること。
- (2) 「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他の座席ベルトに係るものを除く。)でなければならない。
- (3) 「音警報」は、運転者が警報として認識できるものでなければならない。
- (4) 警報の開始は、次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、車両が後退しているとき及び 10km/h未満の速度で前進しているときは、走行時警報を作動させないことができる。
 - ① 60秒以内
 - ② 500m以内
 - ③ 試験自動車の速度が25km/h以内
- (5) 警報は、開始要件を満たしている状態において、30秒以上作動しなければならない。
- (6) 警報は、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」にした際に警報が解除される ものでなければならない。

1.2 後席警報

- (1) 警報の種類は、「表示警報」、又は「音警報」であること。
- (2) 「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他の座席ベルトに係るものを除く。)でなければならない。
- (3) 「音警報」は、運転者が警報として認識できるものでなければならない。
- (4) 警報の開始は、自動車製作者等の定めるところによる。
- (5) 警報は、開始要件を満たしている状態において、30秒以上作動しなければならない。
- (6) 警報は、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」にした際に警報が解除される されるものでなければならない。
- 1.3 チェンジオブステータス警報
- (1) 警報の種類は、「表示警報」、又は「音警報」であること。
- (2) 「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの(他の座席ベルトに係るものを除く。)でなければならない。
- (3) 「音警報」は、運転者が警報として認識できるものでなければならない。
- (4) 警報の開始は、当該座席のシートベルトが「シートベルト装着状態」から「シートベルト非装着状態」になった場合において、直ちに行われるものでなければならない。

シートベルトリマインダーの評価及び公表について 新旧対照表

- (5) 警報は、開始要件を満たしている状態において、30秒以上作動しなければならない。
- (6) 警報の間隔は30秒を超えてはならない。
- (7) 警報は、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」にした際に警報が解除される されるものでなければならない。

1.4 見なし規定

助手席に「助手席初期警報」が装備されている場合にあっては、「助手席走行時警報」が装備されているものと見なす。

2. 評価基準及び公表方法

1.の要件に適合するシートベルトリマインダーが装備されている自動車について対象座席、警報の種類等により5段階のレイティングを行い公表する。

2.1 評価基準

視覚警報及び聴覚警報によるその合計点(100点満点)に基づき5段階のレベル表示を行う。 走行時警報とチェンジオブステータス警報の警報種類が相違する場合の評価点の計算は、それ ぞれの警報毎の点数を加算し、その点数の半分の点数を当該座席の点数とする。

【助手席SBR】視覚警報点と聴覚警報点の合計得点を助手席評価点数とする

	表示位置		点数
視	センターコンソール部	運転席又は助手席から、左記のいず	
覚	ルームミラ一部	れかの表示位置にあるSBRを確認で	10
警	メーター内	きる場合。	
報	グローブボックス付近		

		点数
聴覚警報	運転席及び助手席から警報音を確認できる場合	40

▶前席がベンチシートである等、座席が複数の場合には、上記表の点数を座席数で割り確認ができる分の点数とする。

【後席SBR】視覚警報点と聴覚警報点の合計得点を後席評価点数とする

	表示位置		点数
		運転席及び後席から、左記のいずれか	
	センターコンソール部	の表示位置にあるSBRを確認できる	25
		場合。	
視	ルームミラー部	(運転席又は後席のどちらか一方の場	12.5
覚		合)	
警		運転席から、左記の表示位置にある	
報	メーター内	SBRを確認できる場合。	12.5
	前席シートバック	後席から、左記のいずれかの表示位置	
	天井中央部	にあるSBRを確認できる場合。	12.5

- (5) 警報は、開始要件を満たしている状態において、30秒以上作動しなければならない。
- (6) 警報は、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」にした際に警報が解除される されるものでなければならない。

1.4 見なし規定

助手席に「助手席初期警報」が装備されている場合にあっては、「助手席走行時警報」が装備されているものと見なす。

2. 評価基準及び公表方法

1.の要件に適合するシートベルトリマインダーが装備されている自動車について対象座席、警報の種類等により5段階のレイティングを行い公表する。

2.1 評価基準

視覚警報及び聴覚警報によるその合計点(100点満点)に基づき5段階のレベル表示を行う。

【助手席SBR】視覚警報点と聴覚警報点の合計得点を助手席評価点数とする

	表示位置		点数
視	センターコンソール部	運転席又は助手席から、左記のいず	
覚	ルームミラー部	れかの表示位置にあるSBRを確認で	10
警	メーター内	きる場合。	
報	グローブボックス付近		

		点数
聴覚警報	運転席及び助手席から警報音を確認できる場合	40

▶前席がベンチシートである等、座席が複数の場合には、上記表の点数を座席数で割り確認ができる分の点数とする。

【後席SBR】視覚警報点と聴覚警報点の合計得点を後席評価点数とする

	表示位置		点数
		運転席及び後席から、左記のいずれか	
	センターコンソール部	の表示位置にあるSBRを確認できる	25
		場合。	
視	ルームミラー部	(運転席又は後席のどちらか一方の場	12.5
覚		合)	
警		運転席から、左記の表示位置にある	
報	メーター内	SBRを確認できる場合。	12.5
	前席シートバック	後席から、左記のいずれかの表示位置	
	天井中央部	にあるSBRを確認できる場合。	12.5

シートベルトリマインダーの評価及び公表について 新旧対照表

▶座席が複数の場合、上記表の点数を座席数で割り確認ができる分の点数とする。

▶ 同一の座席から複数の視覚警報が確認できる場合には、点数の二重加算は行わない。

		点数
聴覚警報	運転者席及び後席から、当該座席に対する警報音を確認で	25
	きる場合。	

▶座席が複数の場合、上記表の点数を座席数で割り確認ができる分の点数とする。

2.2 レイティング

助手席及び後席の合計点数によるレイティングは下記のとおりとする。

● レベル1 : 45.0点未満

レベル2 : 45.0点以上60.0未満レベル3 : 60.0点以上75.0未満レベル4 : 75.0点以上90.0未満

● レベル5 : 90.0点以上

2.3 公表イメージ

座席毎の装着の有無と助手席及び後席の評価合計点によるレイティングの公表を行うこととする。

▶座席が複数の場合、上記表の点数を座席数で割り確認ができる分の点数とする。▶同一の座席から複数の視覚警報が確認できる場合には、点数の二重加算は行わない。

		点数
聴覚警報	運転者席及び後席から、当該座席に対する警報音を確認で	25
	きる場合。	

▶座席が複数の場合、上記表の点数を座席数で割り確認ができる分の点数とする。

2.2 レイティング

助手席及び後席の合計点数によるレイティングは下記のとおりとする。

● レベル1 : 45.0点未満

レベル2 : 45.0点以上60.0未満レベル3 : 60.0点以上75.0未満レベル4 : 75.0点以上90.0未満

● レベル5 : 90.0点以上

2.3 公表イメージ

座席毎の装着の有無と助手席及び後席の評価合計点によるレイティングの公表を行うこととする。